

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更について

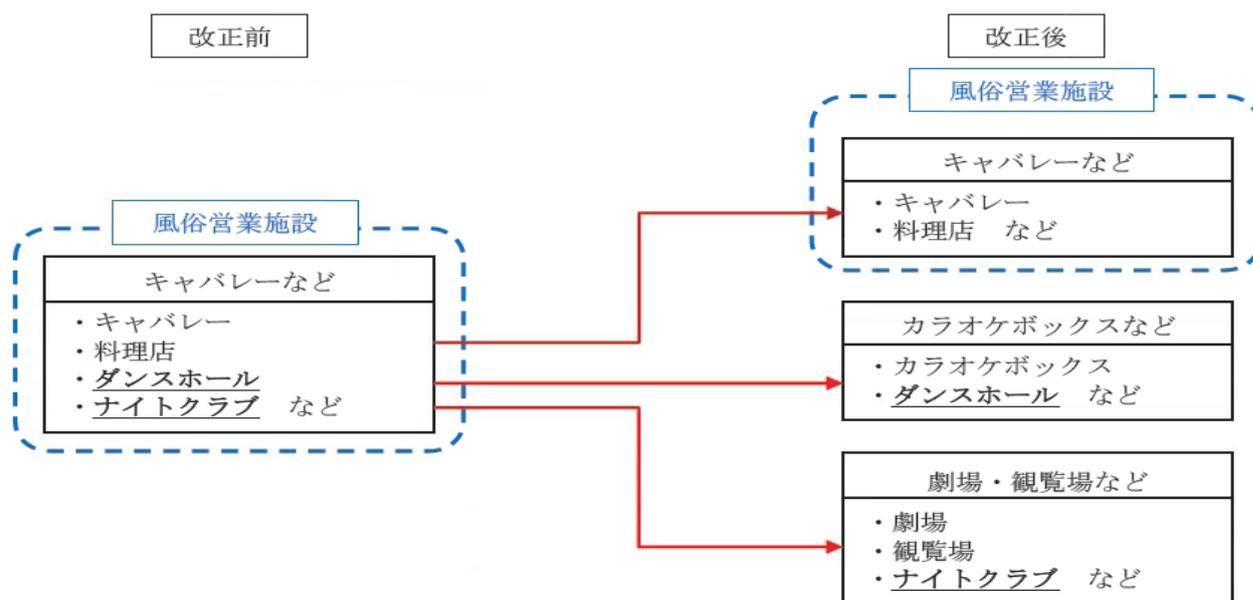
1 法改正の概要

ダンスに対する意識の変化などを踏まえ、平成 26 年 6 月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）が改正され、これまで風俗営業として同法により規制されてきた『ダンスホール及びナイトクラブ』を風俗営業から除外する規制緩和が行われた。

この風営法改正に伴い、建築基準法の改正も行われ、ダンスホール及びナイトクラブは、風俗営業施設から除外し、ダンスホールはカラオケボックスなどと同様の用途として、また、ナイトクラブは劇場、観覧場などと同様の用途として、それぞれの建築規制を適用することとなった。

※ダンスホールとは・設備を設けて客にダンスをさせる施設
(接待、飲食の提供を行う施設またはダンススクールを除く)
類似する用途：カラオケボックスなど

※ナイトクラブとは・設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設
類似する用途：劇場、観覧場など



2 建築基準法改正による都市計画の変更について

(1) 変更の理由

島田市の都市計画においては、地域の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保全及び中心市街地への集客誘導を図るため、郊外にある準工業地域を特別用途地区に指定し、劇場、観覧場などの大規模集客施設のうち、床面積 1 万平方メートルを超えるものの立地を規制している。

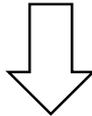
建築基準法の改正によってナイトクラブが、劇場・観覧場などと同様の用途に加えられたため、新たに特別用途地区における立地規制の対象とするものである。

なお、カラオケボックスなどは、市が規制している大規模集客施設には含めていないため、ダンスホールについては、今回の特別用途地域における規制の対象とはしない。

(2) 変更の内容

特別用途地区における建築物等の制限【現行】

特別用途地区の種別	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの



特別用途地区における建築物等の制限【変更案】

特別用途地区の種別	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 <u>ナイトクラブ</u> その他これに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

3 変更までのスケジュール

平成30年度						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	 原案の縦覧	 公聴会	 県事前協議	 案の縦覧	 都市計画審議会	 県協議
					 決定告示	